



奈良労働局発表
令和4年4月7日

【照会先】
奈良労働局雇用環境・均等室
雇用環境・均等室長 池上 彰子
雇用環境改善・均等推進監理官 田川 由美
(直通電話) 0742-32-0210

「令和4年度 奈良労働局行政運営方針」の策定について ～育児をしながら働きやすい奈良～

奈良労働局（局長 鈴木 伸宏）は、令和4年4月1日付けで「令和4年度 奈良労働局行政運営方針」を策定しました。

奈良労働局では、雇用の面において、「育児をしながら働きやすい奈良」の実現を最重点施策とし、当局における関係施策を有機的に連携させるなどにより、積極的かつ効果的に取り組みます。行政運営方針のポイントは以下のとおりです。

1 最重要施策

(1) 男性の育児休業取得等の促進

令和4年4月以降、改正育児・介護休業法に新たに創設される「産後パパ育休制度」等の内容について、「育児休業給付金制度」とともに周知します。

また、子育てサポート企業認定制度「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」について広く周知し、認定企業を増やします。

(2) 労働時間などの勤務環境の整備

育児などの個々の事情に応じて、テレワークや短時間勤務などの多様で柔軟な働き方を選択し、無理なく両立できるよう、制度導入について事業場を支援します。

また、長時間労働の抑制のための監督指導を実施するとともに、年次有給休暇の取得促進を徹底します。

(3) ハローワークにおける就労支援等

「くるみん」、「プラチナくるみん」取得企業など、育児をしながら働きやすい環境を整えている企業情報を各ハローワークにおいて求職者に積極的に情報提供します。

<添付資料>

「令和4年度 奈良労働局行政運営方針」（別添1）

「令和4年度 奈良労働局行政運営方針PR版」（別添2）